

# わかことワカルの少年法 第8回

## 今月のテーマ：家裁に送られてから審判まで

前は家庭裁判所調査官について見てきました。調査官は、「この少年にはどんな保護が必要か」という「少年の要保護性」を調査するのが仕事でした。審判においても、非行事実と「要保護性」について審理が行われるとお話ししました。少年保護手続き全体を貫く「要保護性」とは一体どういう考え方なのでしょうか。今日は少年法の目的を考えてみましょう。i

わかこ：今日は少年法の目的を勉強するのよ。

ワカル：法律にも目的ってものがあるんだあ。

わかこ：そうね。ワカルくんの勉強目的って何？

ワカル：う～ん・・・それがないから困ってる。

わかこ：・・・。

有斐閣『法律用語辞典』<sup>ii</sup>で、「要保護性」を調べてみると、

少年法上の概念で、非行のある少年についてその健全な育成のために、保護処分を付することが必要であるかどうか及びあるとしてその程度。少年を保護処分を付する

には非行事実と要保護性の存在が必要とされている。

とあります。ハイ、これで終わり！となれば簡単なのですが、これだけではまだわかりにくい部分もありますよね。では、これから、少年法の目的を定めた第1条を見てみましょう。

### 少年法第1条（この法律の目的）

この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

この少年法という法律は、子どもたちの「健全育成」を求め、非行を行った少年（犯罪少年、触法少年、虞犯少年）に対して、自分のしたことを認めさせ反省させたり、今後非行を行うことのないような環境づくりをしたりして、少年に保護処分を行うことを目的とする。また、児童福祉法違反など、少年に害を与えた大人に対しては、家庭裁判所で取り扱う。

### <「要保護性」とは>

少年法1条には、少年法の目的が書かれています。では、大人の場合とどう違うのでしょうか。少年法の特徴である「要保護性」を考えるため、まずは大人の刑事裁判の手続きを規定している刑事訴訟法の目的を見てみましょう。

### 刑事訴訟法第1条

この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

少年の場合と大人の場合、その目的が全く違うのがわかりますね。大人の刑事裁判では、犯した犯罪に対して適正な刑罰を科するために真相を解明することを主な目的としています。一方少年法の場合には、真実は何か（非行事実があったか）だけではなく、その少年は何を必要としているのかという観点を大切な要素としているのです。この、「少年は何を必要としているのか」というのが、要保護性ということになります。

このように、少年の場合は要保護性が考慮されますが、これが少年法の保護主義という考え方です。よく「少年法は甘い」と言われることがありますが、それはこの保護主

義に対して言われることです。

保護主義については1条をもう少し細かく読んだ後に少し述べてみようと思います。

### <健全育成とは>

第1条を見ると、「子どもの健全育成」が少年法の目的とされています。この「健全育成」というフレーズ、少年法だけではなく、教育基本法や児童福祉法にもそのまま同じではありませんが登場します。

#### 教育基本法第1条(教育の目的)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### 児童福祉法第1条

すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

少年法の「健全育成」は、教育基本法や児童福祉法と同じ視点から用いられており、子どもの成長する権利を保障することが意図されているとされています。

この「健全育成」の基礎には、「パレンス・パトリエ(国親思想)」という考え方があります。ちょっと聞きなれない言葉ですが、非行をおこなった少年や親のいない少年など、親の適切な監護・教育を受けることのできない少年に対して、国が親に代わって監護・教育するという考え方だと思ってください。

このように書くと「お国の役に立つような人間を育てよう」「なんでも素直に言うことを聞く人間を作ろう」<sup>iii</sup>などと連想してしまい、上から子どもと見ているような態度で嫌いだな、という方もおられるかもしれません。しかしここでは、そのように強調して捉えるのではなく、「少年と社会との関係回復をめざし、そのプロセスのなかで、少年が自己の非行と向き合い、被害者のことを深く受けとめることができるようになるという意味を含めて、少年が成長発達を遂げること」<sup>iv</sup>を、「健全育成」という言葉で表していると考えてよいでしょう。

この考え方は、「子どもの権利条約」や「少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京ルールズ)」といった国際条約とも一致した考え方です。

### <保護処分>

保護処分については、「処分」の手続きのところでも具体的にみていきますが、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致があります(24条1項)。

保護処分について1条では、「非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分」としっかり定めており、少年に対しての保護処分が福祉的・教育的なものであることがわかります。

### <少年に害を与えた大人に対して>

1条には他にも、「少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件」についても定めています。このあたりは少年法の第3章(37~39条)に規定されています。

#### 少年法第37条(公訴の提起)

次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。

一 未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)の罪

二 未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の罪

三 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十六条又は第六十三条に関する第百十八条の罪、十八歳に満たない者についての第三十二条又は第六十一条、第六十二条若しくは第七十二条に関する第百九条第一号の罪及び第五十七条から第五十九条まで又は第六十四条に関する第百二十条第一号の罪(これらの罪に関する第百二十一条の規定による事業主の罪を含む。)

四 児童福祉法第六十条及び第六十二条第二号の罪

五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条及び第九十一条の罪

2 前項に掲げる罪とその他の罪が刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四条第一項に規定する関係にある事件については、前項に掲げる罪の刑をもつて処断すべきときに限り、前項の規定を適用する。

こちらについても、後に新たなテーマを設けて見ていく予定ですが、少年に害を与えた大人の事件は、通常刑事裁判所(地方裁判所など)で扱うところを、少年保護事件を専門に扱い、少年の福祉とこの種の成人事件との関連に鋭敏であるのは家庭裁判所であること、少年が被害者であること、少年事件を調べていくうちにこのような大人の存在が見つかることが多いことなどを理由から、家

庭裁判所で取り扱うものとなりました。家裁に公訴提起をするなどの特別措置をとり、刑事訴訟法に従って家庭裁判所が刑事裁判を行なうこととなります。

### <保護主義は甘いのか>

子どもは間違いをおかしながら成長し、自立・自律していくものです。これは、間違いをおかしたときに、周囲の人が適切な対応をとれば、子どもはそれを改善していく柔軟さと可能性(可塑性)を大人以上に持っているということを前提としています。そこで、大人のように、責任を追究するだけではなく、教育的・福祉的に対応することによって、非行をおかした少年の健全な育成を図ってこうとしているのです。これが少年法の保護主義という考え方で、このような考え方から、少年保護手続きにおいて、「要保護性」という要素が重視されてきました。

が、この保護主義に対し、「少年法は甘い」と言われることが少なくありません。2000年になされた少年法改正の際も、改正を望む人々の口から何度も出てきた言葉です。少年法は本当に甘いのでしょうか。保護主義、要保護性の重視は間違った考え方なのでしょうか。

この問題については、私たち「子どもと法・21」が編集した『もう一度考えよう「改正」少年法』(現代人文社、2001)にも、「誤解」として説明されています。ここから引用しつつ考えてみたいと思います。

私たちは、子どもが悪いことをすると「罰」を与えるのが当然だと考えがちです。しかし「罰」がもっとも効果的なのでしょうか。親のげんこつには(たとえ悪いのは自分であっても)反省より反抗心が強くなる少年が、親の目に浮かんだ一滴の涙に激しく心を揺さぶられ、心から反省するという話は、皆さんも納得する部分があるのではないのでしょうか。成長途中の子どもたちにとって、心を育てる効果を持たない形だけの「罰」は無意味であるだけでなく、害になることもあるのです。

少年法の保護主義は、今まで見てきたように、子どもたち一人ひとりの個性や育ち方にあわせて心を育てることで、非行をおこした少年が、その後家族や友人、先生などまわりの人たちとの関わりのなかで、自分の過ちを認め、心から反省している場合には保護処分の必要がないことだっているでしょう。保護処分の必要がある場合でも、保護主義が大前提ですので、保護処分は、子どもの心を育て、子どもが自分の行なったことと向き合えるような処分とならねばなりません。

そのためには、一人ひとりの子どもに適した「処遇」の

選択が必要です(「ケースワーク」思想)。「ケースワーク」思想のもとでは、少年自身の立ち直る力を軸にし、その力が発揮できるように援助したり、周囲の環境の調整をします。少年が責任を自覚し、心から反省して立ち直るプロセスを大切にしているのです。そのために、少年法は専門家として、家裁調査官や少年鑑別所技官などを用意しています。

ですから少年審判は、少年が立ち直るためにもっともふさわしい処遇は何かを判断するための手続きであり、少年にとっては、立ち直りから自立・自律への出発点となるべき場となります。<sup>vi</sup>

大人の裁判の場合、このようなことはほとんど検討されません。犯した行為が刑罰法令に違反しているかどうか、また、その行為をしたことに対して責任があるかどうかということを確認し、法律で決められた範囲で「刑罰」が選択されず、「刑罰」が行為を犯した人の心を揺さぶるかとうかは問題にはならないのです。

このように見てくると、決して保護主義が甘いとは簡単に言えないのではないのでしょうか。心の内面に入ってくるという意味では、「保護」は「刑罰」よりも厳しいかもしれせんね。

要保護性と保護主義。これこそが少年法の特徴であり、これからも大切にしていかなければならない考え方なのです。

さあ、今回は、「家裁に送られてから審判まで」の第4回目。付添人にスポットを当てます。次回もお楽しみに!

ワカル：保護主義かあ。僕も保護されたいな。

わかこ：・・・全然わかってないじゃない!

ワカル：でも、僕には可塑性があるもんね。

わかこ：んも～、知らない。

「わかことワカルの少年法」担当  
(監修：石井小夜子)

i これを書くにあたり、おもに、田宮裕、廣瀬健二編『注釈少年法 改訂版』(有斐閣、2001) 伊藤芳朗、新保信長著『少年法(やわらかめ)』(アスペクト、2001) 服部朗、佐々木光明編著『ハンドブック少年法』(明石書店、2000) 菊田幸一著『少年法概説 第3版』(有斐閣、2000) 子どもと法・21編『もう一度考えよう「改正」少年法』(現代人文社、2001) 村山裕ほか編著『少年事件の法律相談』(学陽書房、2003) 団藤重光ほか編『「改正」少年法を批判する』(日本評論社、2000) 団藤重光、森田宗一編『新版少年法 第2版』(有斐閣、1984) 石井小夜子著『少年犯罪と向きあう』(岩波書店、2001)を参考にした。

ii 法令用語研究会編『法律用語辞典 第2版』(有斐閣、2000)

iii 前掲『少年法(やわらかめ)』17ページ

iv 前掲『ハンドブック少年法』121ページ

v 前掲『新版少年法 第2版』19ページ

vi 前掲『少年犯罪と向きあう』48ページ